

『開盛第2パークタウン』分譲開始!!

定住促進を目的に造成した宅地を分譲します。

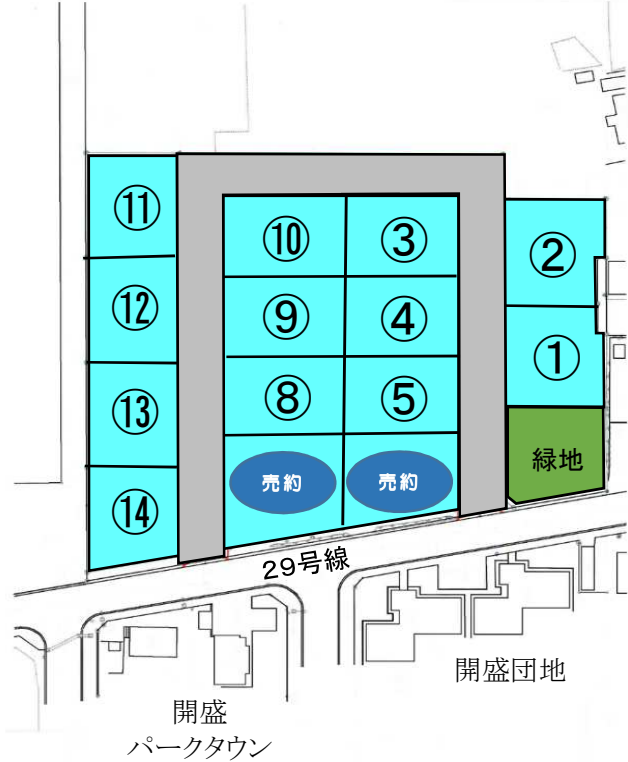
住宅建設補助をご利用いただくと最大200万円の補助金があります。(平成32年3月31日まで)

■面積・価格

No.	区画面積	分譲価格
1	533.95㎡ (161.52坪)	1,372,785円
2	526.98㎡ (159.41坪)	1,354,866円
3	453.98㎡ (137.33坪)	1,167,183円
4	455.98㎡ (137.93坪)	1,172,325円
5	455.98㎡ (137.93坪)	1,172,325円
6	465.36㎡ (140.77坪)	1,196,441円
7	578.63㎡ (175.04坪)	1,487,658円
8	456.00㎡ (137.94坪)	1,172,376円
9	456.00㎡ (137.94坪)	1,172,376円
10	454.00㎡ (137.34坪)	1,167,234円
11	499.99㎡ (151.25坪)	1,285,474円
12	500.01㎡ (151.25坪)	1,285,526円
13	499.99㎡ (151.25坪)	1,285,474円
14	460.02㎡ (139.16坪)	1,182,711円

【分譲単価】 2,571円/㎡ (8,500円/坪)

■位置図・区画図



※図面の閲覧を希望される方は
問い合わせ先へ連絡してください



◎交通 バス停「開盛」まで徒歩1分

◎金融 開盛郵便局まで徒歩1分

◎学校 開盛小学校まで徒歩10分
(800m)

《問い合わせ先》

湧別町役場

企画財政課 計画係

TEL : (01586) 2-5862

■分譲内容

【申込方法】 購入申込書に必要事項を記入・押印し、次の受付窓口に提出してください。
受付順で区画を決定します。

※購入申込書は受付窓口には備え付けていますが、町ホームページからダウンロードできます

【受付窓口】 企画財政課(上湧別庁舎)、まちづくり推進課(湧別庁舎)、
及び中湧別出張所



【分譲地】 湧別町開盛3019番地、14区画

(右記QRコード)

[<http://www.town.yubetsu.lg.jp/>]

【分譲条件】 ①用途の指定

申込者本人又は同居する親族が所有し、居住する住宅の敷地として利用していただきます。

②建築入居制限

土地売買契約成立の日から5年以内に住宅を建築し、かつ入居していただきます。

③土地代金の支払い

ア) 売買土地の代金については、一括払い若しくは分割払いとします。

イ) 一括払いについては、契約から3カ月以内とします。

ウ) 分割払いについては、最大5年間とし住宅建設時までには分割払いを終了してください。

④連帯保証人

分割払いの方については、連帯保証人2名が必要となります。

⑤所有関係等

売買土地は、申込者本人の所有とさせていただきます。

⑥違約金

ア) 代金支払い前の契約解除については、違約金として契約金額に1日当たり365分の5%の割合で、契約日から申し出日までの日数を乗じた金額を徴収します。

イ) その他の契約違反については、売買土地の評価額の10%に相当する額の違約金等を徴収します。

★ 定住促進住宅建設補助金の概要 ★

【主な条件】 ①町内に新築住宅を建設する方で、入居後5年以上生活の本拠地とする。

②申請者は、国税、地方税および地方公共団体の使用料などの滞納がないこと。また、暴力団関係者ではないこと。

③業者に建築を請け負わせて新しく建てる床面積が80㎡以上の住宅で、建築基準法に合致する建物であること。

④平成27年度～平成31年度(5年間)の時限補助制度。

【補助金額】

補助対象者	補助金額	
	基本額	町内業者施工による加算額
湧別町民	50万円	100万円
転入者	100万円	100万円

【提出書類】 ①着工前に「定住促進住宅建設・中古住宅購入補助金申込書(様式第1号)」

②竣工後に「定住促進住宅建設・中古住宅購入補助金交付申請書(様式第3号)」

③添付書類として、住宅の平面図などが必要となります。